

鳥取県営工業用水道事業に係る P P P / P F I 手法の導入可能性調査業務 総合評価競争入札実施要領

1 業務概要

(1) 業務の名称

鳥取県営工業用水道事業に係る P P P / P F I 手法の導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

本業務は、令和 7 年度に実施したポテンシャル調査（多様な P P P / P F I 手法について検討し、導入可能性調査の実施につなげることを目的に実施）の結果を参考に、次項で示す検討対象事業（鳥取県営工業用水道事業）の持続可能な経営の実現に向けて、P P P / P F I 手法の導入可能性調査を実施することを目的とする。

(3) 検討対象事業

ア 鳥取県営工業用水道事業（運営）

（ア）鳥取地区工業用水道事業

（イ）日野川工業用水道事業

イ 鳥取県営工業用水道事業（整備）

日野川工業用水道バイパス管路工事事業

(4) 業務期間

契約日から令和 9 年 3 月 19 日まで

2 入札方法及び実施時期

(1) 入札方法

総合評価競争入札（一般競争入札時に価格及び性能等をもって申し込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式）

(2) 入札時期

令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 2 時

3 入札参加資格要件

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

（ア）各種調査委託の市場等調査

（イ）各種調査委託のその他

（ウ）その他の委託等の監査・コンサルティング

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民

事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達の公告日から過去 10 年以内に以下の業務を完了した実績がある者であること。

P F I（Private Finance Initiative）又はウォーター P P P を含む P P P（Public Private Partnership）方式を活用した上下水道又は工業用水道事業の導入可能性調査業務

カ 本件公告に係る共同企業体の構成員ではないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が（1）のアからエまでの全てに該当すること。

イ（1）のオの実績を有する者を構成員のうちに含むこと。

ウ 共同企業体が、2 以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。

ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- ・目的
- ・名称
- ・事業所の所在地
- ・成立の時期及び解散の時期
- ・構成員の住所及び名称
- ・代表者の名称
- ・代表者の権限
- ・構成員の出資の割合
- ・運営委員会
- ・構成員の責任
- ・取引金融機関
- ・決算
- ・利益金の配当の割合
- ・欠損金の負担の割合
- ・権利義務の譲渡の制限
- ・業務途中における構成員の脱退に対する措置
- ・構成員の除名
- ・業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- ・解散後の契約不適合責任
- ・解散後の著作権
- ・その他必要な事項

4 企画提案書作成要領（詳細は別添 1 参照）

(1) 企画提案書作成要領項目

ア 作成にあたっての留意事項（様式、部数、方法等）

イ 提案にあたっての記述すべき事項（提案のポイント、業務内容等）

ウ その他必要と認める事項

(2) 提出方法と提出部数

次のとおり必要部数を調製・提出することとし、入札説明書において詳細を明示する。

提出物	提出部数等	
	入札書等提出書	紙媒体
企画提案書 (様式は自由)	紙媒体	4部
	電子ファイル	—
企画提案書の概要 (様式は自由・提出は任意)	紙媒体	4部
	電子ファイル	—
入札書	紙媒体	紙各1部(「第1回」、「第2回」及び「第3回」分)
個人情報の管理に係る申告書	紙媒体	1部

5 審査会の設置

(1) 審査会の設置

価格及び性能等を総合的に評価するため「鳥取県営工業用水道事業に係るPPP/PFI手法の導入可能性調査業務総合評価競争入札審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。

(2) 審査会の審議事項

審査会は次に掲げる事項を審議し、決定するものとする。

- ア 企画提案書の審査及び落札者決定に関する事項
- イ 本事業の推進に関し必要な事項

(3) 審査会の構成

審査会は3名で構成するものとし、委員長及び委員を置くものとする。

6 評価要領案

別添2「鳥取県営工業用水道事業に係るPPP/PFI手法の導入可能性調査業務総合評価競争入札評価要領」のとおり。

7 入札結果の通知、公表

入札結果は、次に掲げる項目について入札参加者全員に文書で通知し、その概要について公表するものとし、内容等を審査会において決定する。

- ア 開札(評価)結果
- イ 評価意見等の概要
- ウ 結果に対する問合せ先
- エ 今後の手続き

8 スケジュール(予定)

入札に係る主な日程は以下のとおりとする。

なお、キの詳細日程については、オの日程以降に入札参加者に通知する。

- ア 令和8年5月27日(水) 調達公告
- イ 令和8年6月8日(月)正午 質問の受付締切り
- ウ 令和8年6月12日(金) 質問の回答期限
- エ 令和8年6月15日(月)正午 入札参加資格等に係る事前提出書類の提出期限
- オ 令和8年6月19日(金) 入札参加資格の確認結果通知
- カ 令和8年6月26日(金)午後2時 入札(企画提案書の提出期限)
ただし、提出方法が郵便等の場合は、令和8年6月25日(木)午後5時
- キ 令和8年6月29日(月)頃予定 企画提案書プレゼンテーション実施通知

ク 令和8年7月3日(金)頃予定	企画提案書プレゼンテーション、審査会
ケ 令和8年7月上旬	落札者決定通知
コ 令和8年7月中旬	契約締結

9 その他

(1) 提案書等の取扱い

ア 原則として返却しない。

イ 提出される書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。

ウ 提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(2) 担当部局及び各種書類の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

電話 0857-26-7088

ファクシミリ 0857-26-7616

電子メール gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp